第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物					A
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品					A
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物					A
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品					A
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物					A
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布					A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品					A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物					A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）					A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ					A
六三・〇一	毛布及び膝掛け					A
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン					A
六三・〇三	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス					A
六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）					A
六三・〇五	包装に使用する種類の袋					A
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品					A
六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）					A
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、しゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）					A
六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品					A
六三・一〇	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）					A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品					
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）					
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）					
	スポーツ用の履物					
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	X	X			X
六四〇三・一九	その他のもの					
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）					
	室内用履物					
六四〇三・四〇	その他のもの					
	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）					
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）					

六四〇三・五一	くるぶしを覆うもの					
	室内用履物					
	その他のもの					
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物					
六四〇三・五九	その他のもの					
	その他の履物					
六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの					
	その他のもの					
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）					
	その他の履物					
六四・〇五	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの					
六四〇五・一〇	甲が紡織用繊維製のもの					
六四〇五・二〇	その他のもの					
六四〇五・九〇	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わないもの及び取り外し可能なヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品					
六四・〇六	甲及びその部分品（芯を除く。）					
六四〇六・一〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
六四〇六・二〇	その他のもの					
六四〇六・九〇	革製のもの及び毛皮を使用したもの					
	その他のもの					
	木製のもの					
	その他の材料製のもの					
第六五類	帽子及びその部分品					A
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品					A
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品					A
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品					A
第六九類	陶磁製品					A
第七〇類	ガラス及びその製品					
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊					
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）					
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					A
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）					A
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）					A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス					A
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）					A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品					A

六四〇三・五一	くるぶしを覆うもの					
	室内用履物					
	その他のもの					
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物					
六四〇三・五九	その他のもの					
	その他の履物					
六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの					
	その他のもの					
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）					
	その他の履物					
六四・〇五	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの					
六四〇五・一〇	甲が紡織用繊維製のもの					
六四〇五・二〇	その他のもの					
六四〇五・九〇	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わないもの及び取り外し可能なヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品					
六四・〇六	甲及びその部分品（芯を除く。）					
六四〇六・一〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
六四〇六・二〇	その他のもの					
六四〇六・九〇	革製のもの及び毛皮を使用したもの					
	その他のもの					
	木製のもの					
	その他の材料製のもの					
第六五類	帽子及びその部分品					A
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品					A
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品					A
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品					A
第六九類	陶磁製品					A
第七〇類	ガラス及びその製品					
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊					
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）					
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					A
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）					A
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）					A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス					A
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）					A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品					A